

報告第 8 号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の一部が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、同年 3 月 31 日市長において次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 16 日

大阪市長 横 山 英 幸

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成 29 年大阪市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> <u>第 13 条の 2</u> 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、 <u>前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者の法附則第 5 条の 5 第 2 項並びに第 26 条、第 28 条から第 31 条まで、附則第 8 条第 1 項、附則第 11 条第 1</u>	附 則 [新設]

項、附則第13条第1項及び附則第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「課した」とあるのは「附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第13条の3 前条第1項の規定の適用がある場合における第44条第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

[新設]

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第13条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する第33条第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の徴収及び第47条第3項の規定により普通徴収

[新設]

の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11第1項各号に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、法附則第5条の11第1項各号の規定により特別徴収の方法によってそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、法附則第5条の11第3項各号に定めるところによる。

4 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴

<u>収対象年金給付の支払をする際、法附則第5条の11第3項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。</u>	
<u>5 令和6年度分の個人の市民税を第53条第2項、第54条その他政令で定める規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u>	
<u>第13条の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の法附則第5条の5第2項並びに第26条、第28条から第31条まで、附則第8条第1項、附則第11条第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>	[新設]
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第17条 [略]	第17条 [同左]
[2～13 略]	[2～13 同左]
14 <u>法附則第15条第25項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	14 <u>法附則第15条第25項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
15 <u>法附則第15条第25項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	15 <u>法附則第15条第25項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
16 <u>法附則第15条第25項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	16 <u>法附則第15条第25項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>

17 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 [20 略] [削る] <u>21</u> <u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>22</u> <u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>23</u> <u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>24・25</u> [略] (宅地等に対して課する<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第26条 宅地等に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。 (農地に対して課する<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第27条 農地に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度</u>から<u>令和</u>	17 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。 [20 同左] <u>21</u> <u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>22</u> <u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>23</u> <u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>24</u> <u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>25・26</u> [同左] (宅地等に対して課する<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第26条 宅地等に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。 (農地に対して課する<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第27条 農地に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度</u>から<u>令和</u>
--	---

<u>8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第30条 宅地等に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。 (農地に対して課する<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第31条 農地に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例) 第36条 [略] [2 略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 [(1)～(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条 [略] [2 略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 [(1)～(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の</u>	<u>5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第30条 宅地等に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。 (農地に対して課する<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第31条 農地に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例) 第36条 [同左] [2 同左] 3 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設] (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条 [同左] [2 同左] 3 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設]
---	--

<u>規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> [4 略] (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第38条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 [(1)～(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第41条 [略] [2 略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 [(1)～(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)	[4 同左] (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第38条 [同左] 2 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設] (短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第41条 [同左] [2 同左] 3 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設] (一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)
---	--

第42条 〔略〕 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 〔(1)～(3) 略〕 <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)	第42条 〔同左〕 2 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 〔新設〕 (先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)
第44条 〔略〕 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 〔(1)～(3) 略〕 <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)	第44条 〔同左〕 2 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 〔新設〕 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)
第47条 〔略〕 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 〔(1)～(3) 略〕 <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の</u>	第47条 〔同左〕 2 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 〔新設〕

<u>額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	
[3・4 略]	[3・4 同左]
5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 [同左]
[(1)～(3) 略]	[(1)～(3) 同左]
<u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	[新設]
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)
第48条 [略]	第48条 [同左]
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 [同左]
[(1)～(3) 略]	[(1)～(3) 同左]
<u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	[新設]
[3・4 略]	[3・4 同左]
5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 [同左]
[(1)～(3) 略]	[(1)～(3) 同左]
<u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2</u>	[新設]

<u>第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略